

# 公益社団法人日本ダンススポーツ連盟

## PD強化選手規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟が国際的レベルの選手を体力・気力・技術面で育成、強化するPD強化選手の認定基準、選手の受益及び義務について定めることを目的とする。

### (PD選手強化事業)

第2条 第1条の目的達成のため、JDSFは次の事業を企画実行する。

- (1) 講習会（個人レッスン、グループレッスン）
- (2) 強化合宿、強化練習、海外研修、海外遠征
- (3) 科学的トレーニングの実施および応用
- (4) その他

### (礼節)

第3条 PD強化選手は礼節を尊重し社会的規範を守り、全選手の模範にならなければならない。

### (PD強化選手の受益)

第4条 PD強化選手は、第2条に記載する当連盟が行う選手強化事業への参加などの利益を受けることができる。

### (PD強化選手の認定基準)

第5条 PD強化選手は、毎年選考する。ただし、原則として国際的なレベルに達する将来性のある選手を選考することとし、下記の基準を目安としてPD競技部及びPD事業本部で決定する。登録は個人登録とする。

- (1) 前年度全日本PDランキングのスタンダード及びラテンの上位各6組及び全日本PD10ダンス選手権上位組のうちPD競技部及びPD事業本部が認め、かつ、JDSF-PD会員である者
- (2) その他、PD競技部及びPD事業本部が認めた者

### (準強化選手認定基準)

第6条 PD準強化選手の認定基準は、下記のとおりとする。PD準強化選手には当連盟強化事業に参加する権利を与える。

- (1) 前年度PDマスタークラス世界選手権の日本代表資格を有し、本規程5条(1)全日本PDランキング及びPDマスタークラス選考競技会成績を参考とし、その将来性を判断して、PD競技部及びPD事業本部が認めた者
- (2) その他、PD競技部及びPD事業本部が認めた者

### (認定)

第7条 PD競技部及びPD事業本部は、第5条、及び第6条を基準としてPD強化選手、PD準強化選手を審査のうえ認定し、選手強化本部に推薦をする。

(認定取り消し)

第8条 PD競技部及びPD事業本部は、第3条及び第10条に反する場合は、PD強化選手または、PD準強化選手の認定を取り消すことができる。認定を取り消した場合は、業務執行理事会へ報告する。

(PD強化選手登録)

第9条 (登録) PD強化選手として認定されるためには、当連盟にPD会員登録及びPD選手登録しなければならない。当連盟を退会した時点で、強化選手から除外する。

2 (他団体登録) PD強化選手として認定された選手は、他団体に登録してもJDSFにPD会員登録及びPD選手登録を継続している場合は、国際派遣代表としての地位を保全され、PD代表選考会にも出場できる。

(PD強化選手等の義務)

第10条 PD強化選手、PD準強化選手として認定を受けた者は、以下の義務を負わなければならない。

- (1) 本規程第2条のPD選手強化事業に、原則指定された回数参加すること。
- (2) その他当連盟事業のうち指定されたものについて参加し、ダンススポーツの普及発展に寄与すること。
- (3) 日本ドーピング防止規程を遵守すること。
- (4) PD強化選手及びPD準強化選手は、別途覚書を締結すること。

(ユニフォーム)

第11条 PD強化選手は、WDSF-PD、JDSF-PDの競技会及び別途指定する行事には原則着用しなければならない。

2 スポンサーとの契約によっては、PD競技部の許可を得て、ユニフォーム上にスポンサーロゴ等を貼りつけることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月25日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年1月1日から施行する。
- 3 この規程は、2019年8月4日から施行する。